

第17回

ぜい かん
税に関する

だい ぼ しゅう
大募集!

絵はがきコンクール



ぜい かん まいにち せい かつ なか やく だ しょう がく せい
税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを小学生の
みなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。

募集内容

1. テーマ 税に関する絵

(例えば、税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)

2. 応募資格 小学生が対象です。

3. 応募点数 児童1人につき1点とします。

4. 応募方法及び応募先

付属の「専用はがき」または「官製はがき」に氏名等の必要事項および税に関する絵を描いてご応募下さい。なお、官製はがきの場合、必要事項をはがき表面に記入して下さい。また、描画素材は問いません。文字や標語などの書き入れも可とします。

公益社団法人仙台北法人会 事務局

TEL: 022-263-0151 FAX: 022-268-0205

メールアドレス info@kitaho.or.jp

ホームページ https://kitaho.or.jp

営業時間 平日 9:00~17:30

5. 応募締切 令和6年9月17日(火)必着

郵便はがき

9 8 0 0 8 1 1

直接、郵送の場合
お手数ですが
63円切手
をお見ください。

仙台市青葉区一番町二丁目3-22
仙台ビルディング6階

公益社団法人仙台北法人会

6. 審査 全ての応募作品を複数の審査員により公正に審査を行い選定いたします。

7. 表彰・発表

審査結果(入選作品)はホームページまたは広報誌等にて発表するとともに募集団体事務局を通じてご本人または学校に通知いたします。

- 全法連女性部会連絡協議会会長賞
- 仙台国税局長賞
- 東北六県法人会連合会会長賞
- 審査員特別賞
- 宮城県法人会連合会会長賞
- 宮城県連女性部会連絡協議会会長賞
- 宮城県法人会連合会特別賞
- 他入選作品に対し表彰

〔宮城県内最終とりまとめ団体〕一般社団法人 宮城県法人会連合会
URL https://www.miyagikenren.jp/ (ホームページにて昨年度の入賞作品を公開中)

8. 注意事項

- (1) 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。
- (2) 応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 応募作品は法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会が行う事業において展示することがあります。
- (4) 応募者の個人情報が入選者等への連絡や表彰状の送付、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。

〈主催〉一般社団法人 宮城県法人会連合会女性部会連絡協議会
公益財団法人 全国法人会総連合

〈主管〉宮城県内各法人会女性部会

〈後援〉国税庁 宮城県教育委員会 仙台市教育委員会
宮城県租税教育推進協議会
仙台租税教育推進協議会

「第17回 税に関する絵はがきコンクール」係
応募締切 令和6年9月13日(金) 投函

小学校名 学 年	立 年 組
住 所 (自宅・学校)	
(市外局番から) 電話番号 (自宅・学校)	
(ふりがな)	
氏 名	(男・女)

＜絵はがきコンクール応募に関するアンケートにご協力ください＞
何がきっかけで応募しましたか。当てはまるものに☑してください。(複数可)
☐ 学校の先生から ☐ 租税教室の授業を受けて ☐ 法人会のチラシを見て
☐ ホームページを見て ☐ ポスターを見て
☐ その他 ()

法人会とは 法人会は税のオピニオンリーダーとして公平で健全な税制の実現や税の啓発・租税教育活動を積極的にすすめる約70万社の経営者の団体です。また、会員の研さんを支援する各種の研修会やボランティアなど地域に密着した活動を展開しています。



わたし ぜいきん つう たが ささ あ く
私たちは税金を通じて、お互いに支え合って暮らしています。
 じぶん みらい ぜいきん しら かんが
自分たちの未来のためにも、税金について調べ、考えてみましょう！



ぜいきん なに 税金って何？

みなさんも自分の“おこづかい”
 でお買い物をしたときに、商品代と
 一緒に「消費税」を払っています。
 税金は「みんなに役立つこと」や
 「社会で助け合う活動」に使われて
 います。

つまり、みんなで社会を支えるた
 めに集められる「会費」と言えます。
 その他に身近な暮らしの中にもいろ
 々な税金があります。

いえ とち
 家や土地には
 こていしぜんぜい
固定資産税

かいしゃ
 会社が
 りえき え
 利益を得たら
 ほうじんぜい
法人税

つと ひと
 勤めている人は
 しょとくぜい
所得税

か もの
 お買い物をしたら
 しょうひ ぜい
消費税

マイカーには
 じ どうしゃぜい
自動車税



ぜいきん 税金はどんなことに つか 使われているの？

みなさんに一番身近な“学校”では、校舎を建てた
 り改修するためや、毎日使っている教科書や机・イス・
 体育用具・パソコン・実験器具の購入などに使われて
 います。

これだけではなく、みなさんが安心して楽しく遊
 べるように公園の整備、毎日安全に登下校ができるよ
 うに道路の整備、安全な暮らしのために警察や消防
 の活動など、税金は私たちが暮らしやすい環境を作る
 ために、様々なところで役立っているのです。

